平成24年度の試験採用者を採用試験の種類別でみると、総合職試験（院卒者試験）による者は５人（試験採用者全体の0.1％）、総合職試験（大卒程度試験）による者は３人（同0.1％）、一般職試験（大卒程度試験）による者は236人（同4.5％）、一般職試験（高卒者試験）による者は９人（同0.2％）、専門職試験（大卒程度試験）による者は54人（同1.0％）、専門職試験（高卒程度試験）による者は123人（同2.4％）、Ⅰ種試験による者は549人（同10.6％）、Ⅱ種試験及びこれに相当する試験による者は1,607人（同30.9％）、Ⅲ種試験及びこれに相当する試験による者は1,793人（同34.5％）、旧国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験による者は821人（同15.8％）となっている。給与法適用職員についてみると、試験採用者は4,950人となる。

⑶　離職状況

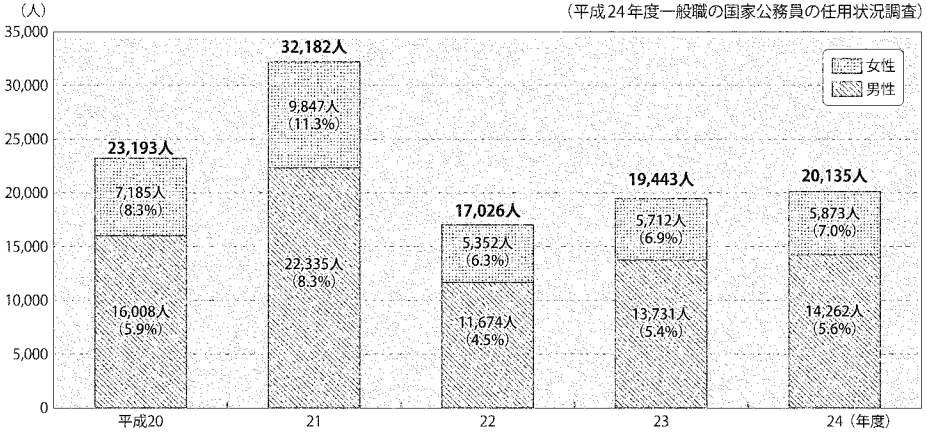
離職とは、職員が職員としての身分を失うことをいい、定年退職、辞職（人事交流によるものを含む。）、免職、失職などである。

平成24年度の離職者総数は20,135人（男性14,262人、女性5,873人）であり、前年度に比べ692人増加（男性531人、女性161人）している。このうち、給与法適用職員は14,086人（前年度比357人増）、給与特例法適用職員は149人（同61人減）、特定独立行政法人職員は5,562人（同364人増）となっている。

離職率（平成23年度１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）は給与法適用職員で5.2％、給与特例法適用職員で3.2％、特定独立行政法人職員で9.1％、全職員で6.0％（男性5.6％、女性7.0％）となっている（図１－５）。

図１－５　最近５年間の離職者数

（平成24年度一般職の国家公務員の任用状況調査）



（注）１　（　）内は離職率（前年度１月15日現在の在職者数に対する当該年度中の離職者数の割合）を示す。
２　平成21年度の離職者数には、社会保険庁の廃止に伴うもの（約12,500人）が含まれる。

３　特定官職（本府省の課長等）への任命

本府省の課長相当以上の官職及び地方支分部局、施設等機関等のこれと同等の官職並びに特定独立行政法人の官職のうち人事院の定める官職（特定官職という。）に昇任、採用、配置換等を行う場合には、その職責の高さに鑑み、情実人事を求める圧力や働きかけその他の不当な影響を受けることなく、公正に任用が行われる必要があるため、職務遂行に必要な知識、経験、管理・監督能力等の有無（人事院の定める要件を満たすこと）を、経歴評定、人事評価の結果、その他客観的な判定方法により、公正に検証しなければならない。なお、この要件を満たさない場合等には、あらかじめ人事院と協議することとされている。

また、特定官職への昇任等を行った場合（人事院にあらかじめ協議した場合を除く。）には、任命権者はその旨を人事院に報告することとされている。

人事院が定める特定官職の総数は、平成26年３月31日現在2,355あり、平成25年度中における特定官職への昇任等に係る各府省からの報告は597人、協議は20人である。その内訳は表１－５に示すとおりである。

表１－５　平成25年度特定官職（本府省課長等）への任命の報告・協議状況

（単位：人）

区分＼官職	次官級	本府省局長級	本府省審議官級	本府省課長級	計
採　用	2 3	6 0	19 2	48 7	75 12
昇　任	23 0	51 0	142 4	172 2	388 6
転　任	0 0	6 0	24 0	60 1	90 1
配置換	1 0	10 0	3 1	30 0	44 1
計	26 3	73 0	188 7	310 10	597 20

（注）　上段は「報告」、下段は「協議」の人数を示す。

４　女性国家公務員の採用・登用の拡大

⑴　女性国家公務員の採用・登用拡大に向けての取組状況

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現のために政府全体として積極的に取り組むべき重要な課題である。このため、人事院策定の「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」（平成23年１月改定）（以下「指針」という。）に基づき、各府省は平成27年度（2015年度）までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」（以下「計画」という。）を策定し、具体的な取組を進めている。

このうち採用については、平成24年度の採用者に占める女性の割合は28.3％で前年度（26.4％）を上回ったものの、平成25年度には27.8％（内定）と減少しており、今後とも、優秀な女子学生を公務に誘致するために、各府省と協力して行う人材確保活動を強化していく必要がある。